



5. ロゴマーク・バナーフラッグデザイン公募・審議方法(案)

ロゴ・バナーのデザイン作成

- ▶ 各種記念イベントを幅広くPRしていくため、ポスターやリーフレット等に活用するロゴマーク、御堂筋に設置された照明柱に設置予定のバナーフラッグを作成する
- ▶ デザインは公募により広く一般から求める



大阪港開港150年記念事業
(H28.6)



光の饗宴
(H28)

80th Anniversary
Midosuji
御堂筋



5. ロゴ・マーク・バナーフラッグデザイン公募・審議方法(案)

ロゴ・バナー作成のながれ

デザイン公募
12/1～12/26

- ・80周年という歴史をイメージできるもの
- ・愛着を持てるようなもの
- ・ロゴマーク1作品に対し、最大3種のバナーフラッグデザインを公募

3名の審査委員の選定
(道路関係者、デザイン等に関する学識経験者2名)

審査委員会

応募作品を絞り込み (4案)

商標調査

弁理士により過去の商標登録等を調査

最優秀作品決定

推進委員会で審議・決定 (次頁参照)
最優秀作品には賞金10万円を贈呈

周知・活用

80th Anniversary
Midosuji
御堂筋



5. ロゴマーク・バナーフラッグデザイン公募・審議方法(案)

最優秀作品の決定方法（案）

ロゴマークの決定



- ・ 商標調査を経たロゴマーク（最大4案）を対象に推進委員が投票
- ・ 推進委員一人につき持ち票を一票とし、最も得票数の多い作品を最優秀ロゴマークとする
- ・ 最多得票数のロゴマークが複数ある場合は、それらの中から推進委員長が最優秀ロゴマークを決定する
- ・ 投票は電子メールによるものとする

バナーフラッグの決定

- ・ 最優秀ロゴマークとなった作品に合わせて応募されたバナーフラッグ（最大3種類）を対象に推進委員が投票
- ・ 推進委員一人につき持ち票を一票とし、最も得票数の多いバナーフラッグデザインを採用する
- ・ 最多得票数のバナーフラッグデザインが複数ある場合は、それらの中から推進委員長がバナーフラッグデザインを決定する
- ・ 投票は電子メールによるものとする

80th Anniversary
Midonosuji
御堂筋



5. ロゴマーク・バナーフラッグデザイン公募・審議方法(案)

ご審議いただく事項

- ① 公募によりロゴマーク・バナーフラッグデザインを作成すること
- ② 推進委員会委員長（大阪市長）の一任により指名された委員で構成する審査委員会を設置すること
- ③ 審査委員会で絞り込まれた作品から推進委員のメール審議（投票）により最優秀作品を決定すること

80th Anniversary
Midosuji
御堂筋



6. 御堂筋完成80周年記念シンポジウム(案)

官民で御堂筋の過去を学び、現在（いま）を見つめ、未来を考える取組みとして、シンポジウムを2～3回開催する。

<第1回シンポジウム>

記念事業のキックオフとして、御堂筋が完成した5月11日に、第1回シンポジウムを開催する。

- 日時 平成29年5月11日（木）午後
- 会場 大阪市中央公会堂 大集会室（仮予約中）
- 内容 パネルディスカッション等

80th Anniversary
Midōsuji
御堂筋

御堂筋完成 80 周年記念事業ロゴマーク・バナーフラッグデザイン審査委員会開催要綱
(案)

(名称)

第 1 条 本会は、御堂筋完成 80 周年記念事業ロゴマーク・バナーフラッグデザイン審査委員会（以下「審査委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 審査委員会は、平成 29 年に開催を予定している御堂筋完成 80 周年記念事業を幅広く PR し、ポスターやリーフレット等に活用するロゴマーク、御堂筋に設置された照明柱に設置予定のバナーフラッグのデザインを選定するにあたり、公募により収集した作品に対し、候補作品の選定を実施することを目的とする。

(組織)

第 3 条 審査委員会は、委員 3 名で組織するものとし、道路関係者及びデザインや造形等に関する専門的知識を有する学識経験者の中から、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）委員長が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 審査委員会に委員長を置き、委員長には道路関係者を充てる。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名する審査委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議事を進行する。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 審査委員会は原則公開とする。ただし、法令等の規定に基づき非公開とすることが適当であると委員長が認める場合はこの限りでない。

(解嘱)

第 6 条 審査委員は、ロゴマーク・バナーフラッグデザインの選定にかかる推進委員会の議決をもって解嘱するものとする。

(報酬)

第 7 条 審査委員（道路関係者を除く。）が審査委員会に出席した時は、報償費を支払うものとする。

2 報償費は、日額 13,297 円を支給する。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。